

(対大臣) 副大臣・政務官)

司法法制部 作成

十月二十七日(木) 参・法務委 吉田博美議員(自民)

一問 今回、裁判官の報酬を改定する理由は何か。司法の独自性から考へると、人事院勧告に従う必然性はないといふ意見があるが、法務大臣の所見を問う。

(答)

一 今回の「裁判官の報酬等に関する法律」の一部を改正する法律案は、裁判所におかれて検討を進められた結果を受けて、一般の政府職員の給与改定等に伴い、裁判官の報酬月額の改定等を行おうとするもの(注一)。

二 裁判官については、その職務と責任の特殊性を踏まえた上で、司法の担い手としての地位や役割にふさわしい処遇が不可欠であることから、裁判官の報酬については、一般の政府職員とは別の法律により定められているものと理解しております。

今回の一般の政府職員の給与の引下げは、

その給与水準を社会一般の情勢に適応させるために、一般職の職員全体の本俸を引き下げるべきであるなどとする今般の人事院勧告を受け、同勧告どおりの給与の改定を行う旨の閣議決定を踏まえて行われるものですが（注二）。

従来、裁判官の給与につきましても、国家公務員全体の給与体系の中で、その職務の特殊性を十分考慮しつつバランスの取れたものとするという考え方に基づいて改定を行つてきており（注三）、政府として、裁判所にとかれて検討を進められた結果を受けて、今般の措置を講ずることには、十分に合理性があるものと考えております。

（注一）今回の法改正に当たつては、本年九月二十

八日、裁判官会議での議決を経て、最高裁判所から、法務省に対し、立法の依頼がなされている。

(注二) 本年的一般政府職員の給与改定に関する閣議決定は、本年九月二十八日に行われている。

(注三) この考え方に基づき、具体的な改定の方法については、従来、「対応金額スライド方式」によっているところである。「対応金額スライド方式」とは、特別職及び一般職の給与と対応させ、特別職及び一般職の給与が改定された場合は同じ改定率で裁判官及び検察官の給与を改定するという方式をいう。

答弁等責任者

司法法制部司法法制課長 井上 宏

連絡先 役所

自宅

携帯

(対法務当局)

司法法制部

平成17年10月27日（木）

参・法務委員会

吉田 博美 議員（自民）

2問 この法案では、平成17年度分の給与改定と平成18年度以降分の給与改定の二段階に分かれているが、その趣旨は何か、法務当局に問う。

（答）

1 いずれも、今般の人事院勧告に基づく、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額を全体として引き下げる内容とするものである。

2 すなわち、

（1）平成17年度分の給与改定については、一般の政府職員について、民間の賃金水準に合わせた給与月額の引下げが行われることに伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額についても、おおむねこれに準じて、全体的に約0.3%引き下げるというものである。

（2）平成18年度以降分の給与改定については、一般の政府職員について、①民間賃金の低い地域における賃金水準に合わせた給与月額の引下げと、②民間賃金の高い地域に勤務する職員に対する調整手当に代わる地域手当の導入が行われることに伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額についても、おおむねこれに準じて約1.9%から約6.7%引き下げ、併せて、新たに地域手当を導入することとしているものである。

(対法務当局)

人事課

平成17年10月27日(木)

参・法務委員会

吉田 博美 議員(自民)

3問 檢察官の俸給を引き下げるこことによって、優秀な人材の確保に影響はないか、法務当局に問う。

(答)

治安の回復や司法制度改革における諸制度の実施等政府にとっての重要な施策の実現を図るために、検察官の人員の確保は極めて重要であり、そのためには、検察官の待遇を相当な程度に維持し、適宜改善することも必要であると思われる。

しかし、今回の法改正による俸給の引下げは、公務員全体の給与の在り方の見直しを踏まえて行われる裁判官の報酬の引下げと同時に行われるものであって、検察官のみの待遇を引き下げようとするものではない上、そもそも、任官者の確保のためには、給与などの待遇面のみならず、仕事のやりがいなど他の側面の在り方が重要であることから、今回の給与の引下げが、直接任官者の減少など検察官の人材確保に影響するとまでは考えられない。

(対法務当局)

人事課

平成17年10月27日(木)

参・法務委員会

吉田 博美 議員(自民)

4問 檢察官については、一般職の国家公務員でありながら、裁判官と同様の給与体系としているが、理由は何か、法務当局に問う。

(答)

検察官は、国家公務員法上は一般職の国家公務員とされている(同法第2条)。しかし、検察官の俸給については、特に検察庁法第21条において「検察官の受ける俸給については、別に法律でこれを定める」とこととされ、これを受けて、一般職給与法とは別個に、検察官俸給法が制定されており、その俸給月額は裁判官に準じて定められている。

これは、検察官が、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求するなどの検察権を行使する等、司法権の適正円滑な運営を図る上で極めて重大な職責を有する準司法官であること、また、原則として裁判官と同一の試験及び養成方法を経て任用されるものであることなど裁判官に準ずる性格を有することから、検察官の俸給等については、他の一般職の国家公務員とは別個に、裁判官の報酬等に準じて定めるべきものであるからである。

(対法務当局)

人事課

平成17年10月27日(木)

参・法務委員会

吉田 博美 議員(自民)

5問 新しい地域手当制度の導入により、検察官の勤務地による給与格差が広がることになるが、この点についてどのように考えているのか、法務当局に問う。

(答)

今般の人事院勧告における地域手当の導入は、地域ごとの民間賃金水準の格差を踏まえ、国家公務員の給与に地域の民間賃金水準がより適切に反映されるよう、俸給水準を全体的に引き下げた上で、民間賃金水準の高い地域では、従前の調整手当に代えて、地域手当を支給しようとするものである。

検察官の手当については、原則として、一般職給与法適用職員の例によることとされており、ただ今述べたような地域手当を導入する趣旨は検察官にも妥当するものであることから、検察官にも地域手当制度を導入しようとするものである。

いずれにしても、全国各地に置かれている検察庁において、その重責を担うにふさわしい有能で適性のある検察官を配置できるよう引き続き努めてまいりたい。

十月二十七日(木)参・法務委 吉田博美議員(自民)

六問 裁判官の報酬月額をはじめとする裁判官の処遇の在り方にについて、今後どのような姿勢で検討を進めるべきか、法務大臣の所見を問う。

(答)

一 裁判官については、その職務と責任の特殊性を踏まえた上で、司法の担い手としての地位や役割にふさわしい処遇が不可欠です。

また、裁判官の報酬については、「裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。」と規定している憲法の規定の趣旨をも踏まえる必要があります(注一)(注二)。

今回の「裁判官の報酬等に関する法律」の一部を改正する法律案は、裁判所におかれて検討を進められた結果を受けて、改正を行おうとするものです(注三)。

ニ もとより、裁判官の担う職務と責任が重大であることは改めていうまでもないところであり、社会状況の変化に伴い、事件も複雑困難になつておりますので、裁判官の役割は、今後とも、重要なものと考えております。

裁判官の報酬を含めた処遇のあり方については、今後とも、裁判所の意向を十分に尊重した上で、必要な検討を行つてまいりたいと考えております（注四）。

（注一）一般の政府職員の報酬については、「一般職の職員の給与に関する法律」と「特別職の職員の給与に関する法律」により定められている。

（注二）裁判官の報酬について、憲法第七十九条第六項及び第八十条第二項は、「裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。」と規定し

ている。

これらの憲法の規定は、裁判官の職権行使の独立性を経済的側面から担保するため、相当額の報酬を保障することによつて裁判官が安んじて職務に専念することができるようにするとともに、裁判官の報酬の減額については、個々の裁判官又は司法全体に何らかの圧力をかける意図でされるおそれがあることから、このようなおそれのある報酬の減額を禁止した趣旨の規定と解される。

(注三) 今回の法改正に当たつては、九月二十八日、裁判官会議での議決を経て、最高裁判所から、法務省に対し、立法の依頼がなされている。

(注四) 裁判官の報酬の定め方については、その職務と責任の特殊性をふまえたものであり、超過勤務手当の支給がないこと、その重責にふさわしい適材確保の必要性等を満たすべきものであることを考慮しつつ、民間企業の給与水準とのバランスにも配慮して、一般の政府職員とは別の法律により定められているものと理解している。

答弁等責任者

司法法制部司法法制課長 井上 宏

連絡先 役所

自宅 携帯

(対大臣)・副大臣・政務官)

司法法制部 作成

十月二十七日(木) 参・法務委 吉田博美議員(自民)

十問 裁判官の報酬や退職手当金について、一般的の国家公務員との関係を含め、その在り方について、法務大臣の所見を問う。

(答)

一 裁判官については、その職務と責任の特殊性や重要性を踏まえた上で、司法の担い手としての地位や役割にふさわしい処遇が不可欠と考えています。

したがつて、裁判官の報酬制度や最高裁判所裁判官の退職手当制度については、その仕組みにおいて、他の国家公務員と異なる職務と責任の特殊性を、相当程度反映させる必要がありますので、裁判官の報酬については「裁判官の報酬等に関する法律」により、最高裁判所裁判官の退職手当については「最高裁判所裁判官退職手当特例法」に

より、それぞれ定められているところです（注一）（注二）（注三）。

二 もとより、裁判官の担う職務と責任が重大であることは改めていうまでもないところであります。社会状況の変化に伴い、事件も複雑困難になつておりますので、裁判官の役割は、今後とも、重要なものと考えております。

裁判官の報酬をはじめとする処遇のあり方については、今後とも、裁判所の意向を十分に尊重した上で、必要な検討を行つてまいりたいと考えております。

（注一）一般の政府職員の報酬については、「一般職の職員の給与に関する法律」と「特別職の職員の給与に関する法律」により定められている。また、国家公務員一般の退職手当の額について

は、「国家公務員退職手当法」により定められている。

（注二）裁判官の報酬の定め方については、その職務と責任の特殊性をふまえたものであり、超過勤務手当の支給がないこと、その重責にふさわしい適材確保の必要性等を満たすべきものであることを考慮しつつ、民間企業の給与水準とのバランスにも配慮して、一般の政府職員とは別の法律により定められているものと理解している。

なお、裁判官の報酬について、憲法第七十九条第六項及び第八十条第二項において、「裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。」と規定されている。

（注三）最高裁判所裁判官については、広く各方面から識見の高い人材を得る必要があり、その地位や役割にふさわしい処遇が不可欠であるので、退職手当についても、他の国家公務員とは別に、「最高裁判所裁判官退職手当特例法」により定められている。

(注四) 檢察官の俸給について

検察官は、国家公務員法上は一般職の国家公務員とされているが、検察官の俸給については、特に検察庁法第二十一条において「検察官の受ける俸給については、別に法律でこれを定める」とされ、これを受けて、一般職給与法とは別個に、「検察官の俸給等に関する法律」が制定されており、その俸給月額は裁判官に準じて定められる。

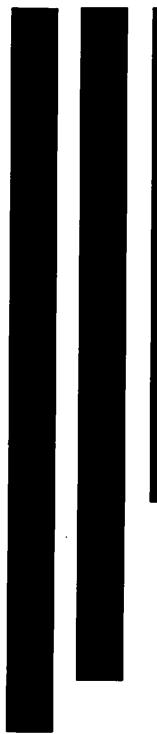
これは、検察官が、他の一般職の国家公務員とは異なり、①刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求するなどの検察権を行使するなど、司法権の適正円滑な運営を図る上で極めて重大な職責を有する準司法官であること、また、②原則として裁判官と同一の試験及び養成方法を経て任用されるものであることなど裁判官に準ずる性格を有することから、検察官の俸給等については、他の一般職の国家公務員とは別個に、裁判官の報酬等に準じて定めることが相当と考えられるからである。

答弁等連絡責任者

司法法制部司法法制課長 井上 宏

連絡先 役所

自宅 携帯



（対大臣・副大臣・政務官）

司法法制部 作成
十月二十七日（木）参・法務委

木庭健太郎議員（公明）

一問 今回の法案（裁判官報酬法、最高裁判所裁判官退職手当法）は、裁判官の給与などの処遇を見直すものであるが、見直しに当たっては、憲法上の独立が保障されている裁判所の考えは十分に尊重する必要があると思う。そこで、今回の法改正は、裁判所の意向を十分に踏まえたものか、法務大臣に問う。

（答）

今回提出させていただいた法案のうち、裁判所に直接関係する法案である「裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案」と「最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案」につきましては、いずれも、裁判所におかれて検討を進められた結果を受けて、改正を行おうとするものです。

裁判官の報酬をはじめとする処遇のあり方については、今後とも、裁判所の意向を十分

に尊重した上で、必要な検討を行つてまいりたいと考えております。

(注) 今回の裁判所関係の法案（裁判官報酬法の一部改正法案、最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部改正法案）については、本年九月二十八日、裁判官会議での議決を経て、最高裁判所から、当省に対し、立法依頼がなされている。

答弁等連絡責任者

司法法制部司法法制課長 井上 宏
連絡先 役所 [REDACTED]
自宅 [REDACTED]
携帯 [REDACTED]

（対大臣）・副大臣・政務官）

司法法制部 作成

十月二十七日（木）参・法務委 井上哲士議員（共産）

一問 憲法が裁判官の身分保障を定めてい
る理由は何か、法務大臣に問う。

（答）

法務省は、憲法の解釈一般について政府を
代表して見解を述べる立場にございませんが、
裁判官の身分保障につきましては、司法権を
行使する裁判官が、憲法と法律にのみ拘束さ
れ、良心に従つて、独立して職権を行使する
ことを担保する趣旨で定められているものと
理解しております。

（参考）裁判官の身分保障に関する憲法上の規定

○裁判官に対する定期・相当額の報酬の保障とそ
の減額禁止

第七十九条第六項 最高裁判所の裁判官は、す
べて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬
は、在任中、これを減額することができない。

第八十条第二項 下級裁判所の裁判官は、すべ

て定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

○裁判官の職権行使の独立

第七十六条第三項 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

○裁判官の罷免・懲戒の制限

第七十八条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

答弁等連絡責任者

司法法制部司法法制課長 井上 宏

連絡先 役所

自宅

携帯

(対法務当局)

司法法制部

平成17年10月27日(木)

参・法務委員会

井上 哲士 議員(共産)

2問 裁判官の報酬が景気の動向に左右されることについて、どのように考えるか、法務当局に問う。

(答)

- 1 裁判官については、その職務と責任の特殊性を踏まえた上で、司法の担い手としての地位や役割にふさわしい待遇が不可欠であることから、裁判官の報酬については、一般の政府職員とは別の法律により定められているものと理解している。
- 2 委員ご承知のとおり、一般の政府職員の給与については、その水準の民間との均衡等の観点から、社会一般の情勢に適応させるという考え方に立つ人事院勧告を受けて改定が行われてきているが、裁判官の報酬については、その職務と責任の特殊性を考慮しつつ、国家公務員全体の給与体系の中でバランスの取れたものとするという考え方に基づいて、これまで、一般の政府職員の給与改定に伴って、必要な改定を行ってきたところである。
- 3 そのため、裁判官の報酬については、結果的に民間の賃金水準の変動とある程度関連することになっているが、このような裁判官の報酬のあり方に関する考え方は、十分に合理性があると思われる。

(今回の措置についても、裁判所において、このような考え方に基づいて、検討を進められた結果を受けて、政府として、必要な法改正の措置を講ずるものであり、十分に合理性があると考えている。)

(注1) 本年の一般政府職員の給与改定に関する閣議決定は、本年9月28日に行われている。

(注2) この考え方に基づき、具体的な改定の方法については、従来、「対応金額スライド方式」によっているところである。「対応金額スライド方式」とは、特別職及び一般職の給与と対応させ、特別職及び一般職の給与が改定された場合は同じ改定率で裁判官及び検察官の給与を改定するという方式をいう。

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

十月二十七日(木)参・法務委 井上哲士議員(共産)

三問 檢察官の人事評価制度についても、裁判官についての新しい人事評価制度と同じように対話型で開示され得るものとするべきではないか、法務副大臣に問う。

(答)

一 檢察官の勤務評定については、国家公務員法等の関係法令に基づき、毎年一回、当該検察官の上司が、各検察官の捜査・公判能力、管理者としての能力、執務姿勢等を総合的に勘案して行っています。

その際、評価が低い部分があつた検察官に対しては、上司からその旨を告げて個別に指導を行うなど、勤務評定の結果を検察官の育成、研鑽にも活かしているところです。

二 公務員の評価制度の改善については、現在、政府全体の課題として取り組んでいる

ものと承知しています。検察官の評価制度の在り方についても、その検討状況を見守りつつ、引き続き改善のための検討を続けてまいりたいと考えています。

(三)

なお、検察官の評価にも外部の方の視点を採り入れるべきではないかとの御指摘について申し上げれば、検察官に関する外部の方の御意見等が検察庁に寄せられれば、これに適切に対応するとともに、必要に応じて、評価にも反映させていることはもちろん、全ての検察官が検察官適格審査会の審査を受けることとされている点も御理解いただきたいと思います。同審査会は、国會議員六人を含む、外部の委員十一人で構成されており、全ての検察官について三年ごとに適格性の審査を行つて いるほか、法務省

大臣が審査を請求した事案や一般の国民の方の御申出を契機とする事案についても、随時の審査を行つているところです。

法務省としては、同審査会の御指示に基づき、勤務成績の良くない検察官について同審査会に御報告するなど適時適切に資料の提供を行つております。)

別添資料（井上議員提出済）

- ・国家公務員法第七十二条第一項
- ・人事院規則一〇一ニ（勤務評定の根本基準）
- ・勤務成績の評定の手続及び記録に関する政令
- ・検察官適格審査会に対する審査の被申出検察官

(答弁等責任者)

大臣官房人事課長 稲田 伸夫

連絡先 役所

自宅

携帯

国家公務員法

(勤務成績の評定)

第72条第1項

職員の執務については、その所轄庁の長は、定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。

○人事院規則一〇一一（勤務評定の根本基準）

昭二七・四・一九公布
昭二七・四・一適用

最終改正 平二二・六・三〇規則一〇一九

と責任の度を考慮して一括することが適当と認められる職員の集団について、評点の分布を定め、又は平均点数を規制する等評定の識別力を増し、且つ、その不均衡の是正を容易にする手続を具備するものである」と。

（勤務評定の実施の除外）
第三条 勤務評定は、次に掲げる職員については、実施しないことができる。

一 会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、内閣府、官内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）、第三条に規定する國の行政機関の官房長、局長、部長若しくはこれと同等以上の官職又は内閣府設置法第十八条、第三十七条、第三十九条、第四十条、第四十三条及び第五十四条から第五十七条まで（官内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）、官内庁法第十六条及び第十七条第一項並びに国家行政組織法第八条から第九条まで及び第二十二条に規定する機関等のこれらに準する官職を占める職員

第四条 所轄庁の長は、勤務評定の結果に応じた措置を講ずるに当つて、勤務成績の良好な職員については、これを優遇して職員の志気をたかめるよう努め、勤務成績の不良な職員については、執務上の指導、研修の実施及び職務の割当の変更等を行ひ、又は配置換えの他適当と認める措置を講ずるよう努めなければならない。

- 二 勤務評定は、あらかじめ試験的な実施その他の調査を行つて、評定の結果に識別力、信頼性及び妥当性があり、且つ、容易に実施できるものであることを確かめたものでなければならない。
- 三 勤務実績の評定方法は、次の各事に定める基準に該当するものでなければならない。
- 一 勤務実績を分析的に評価して記録し、又は具体的に記述し、これに基いて総合的に評価するものである」と。
- 二 二以上の者による評価を含む等特定の者の専断を防ぐ手続を具備するものである」と。
- 三 評定を受ける職員の数並びに職務の種類及び複雜度
- 四 非常勤職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）
- 五 その他人事院の定める職員
- （勤務評定の結果の活用）
- 三 臨時の職員

○勤務成績の評定の手続及び記録に関する政令

(勤務評定の実施規程)

第一条 国家公務員法第七十二条第一項の勤務成績の評定(以下「勤務評定」という。)は、所轄庁の長が内閣総理大臣と協議して定めた勤務評定の実施に関する規程に基づいて実施するものとする。

(実施権者)
第二条 勤務評定は、所轄庁の長又はその指定した部内の上級の職員(以下これを「実施権者」という。)が実施する。

(勤務評定の種類)

第三条 勤務評定の種類は、定期評定及び特別評定とす

(定期評定)

改正 平成二十六年七月三日

昭和二十九年一月十日
政令一三〇

○記録に関する政令

(評定期間)

第六条 定期評定は、前回の定期評定の日(やの日が条件附任用期間に屬していいた職員にあつては、当該期間の満了の日の翌日)から当該定期評定の日の前日までの間ににおける職員の勤務成績について、特別評定は、実施権者が定める期間における職員の勤務成績について実施する。

(評定の手続)

第七条 勤務評定の手続は、評定(再評定を含む)、調整(再調整を含む)及び確認とする。
2 評定は、実施権者が職員の監督者の中から評定者として指定した者(次項及び第五項において「評定者」という。)が行なう。
3 調整は、実施権者が評定者の監督者の中から調整者として指定した者(第五項において「調整者」という。)が、評定者の行なつた評定について不均衡があると認める場合に行なう。
4 確認は、実施権者が、第二項の評定及び前項の調整について審査し、適当と認める場合に行なう。

(特別評定)

第五条 特別評定は、条件附任用期間中の職員について、当該期間中の一定の日に実施する。
2 前項に定めるものにほか、実施権者が特に必要があると認める職員については、特別評定を実施することができる。

(記録)

第六条 勤務評定の記録は、勤務評定記録書として作成しなければならない。

第七条 この政令に定めるものほか、勤務評定の手続及び記録に関する必要な事項は、内閣府令で定める。

第八条 勤務評定の記録は、勤務評定記録書として作成しなければならない。

第九条 この政令に定めるものほか、勤務評定の手続及び記録に関する必要な事項は、内閣府令で定める。

検察官適格審査会に対する審査の被申出検察官数

(人)

平成10年	6
平成11年	14
平成12年	18
平成13年	9
平成14年	25
平成15年	12
平成16年	26